

# 第6期 高知県廃棄物処理計画(令和8年度～令和12年度)の概要

## ◆廃棄物処理計画とは

### 【策定の趣旨・目的】

廃棄物処理法第5条の5第1項の規定により都道府県に策定が義務付けられているもので、県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の排出実態を把握し、その発生量の将来予測を行ったうえで、廃棄物の減量、リサイクル、適正処理の推進に関する基本的な方策を示すもの(5年に一度の見直し)

### 【計画期間】

令和8年度から令和12年度までの5年間  
(一般廃棄物処理の広域化・集約化に関する部分については、令和8年度から令和32年度までの25年間)

廃棄物処理計画に定める事項(廃棄物処理法及び同法施行規則)	県計画記載箇所
一 発生量・処理量の見込み	第2章、第3章
二 基本的事項 イ)現状 □)目標 ハ)目標達成のための措置 ニ)その他の措置	イ:第2章、第3章 □～ニ:第4章、第5章
三 一般廃棄物の適正処理の確保 イ)広域的な処理 □)技術的援助	第2章
四 産業廃棄物の処理施設の整備 イ)処理施設確保のための方策 □)配慮すべき事項	第3章、第4章、第5章
五 非常災害時 イ)非常災害時の措置 □)一廃の適正処理確保 ハ)産廃処理施設整備	第4章、第5章

## 【高知県廃棄物処理計画の構成】

### 第1編 本編

#### 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画期間と目標年度
3. 計画の対象とする廃棄物

#### 第2章 一般廃棄物

1. 一般廃棄物の現況
2. 前回到計画目標の達成状況と課題
3. 廃棄物発生量の見込み
4. 廃棄物処理の広域化及び施設の集約化

#### 第3章 産業廃棄物

1. 産業廃棄物の現況
2. 前回の計画目標の達成状況と課題
3. 廃棄物発生量の見込み

#### 第4章 施策の展開

1. 中長期的な廃棄物減量化の数値目標
2. 施策の基本方針と内容
  - ①3Rの推進
  - ②適正処理の推進
  - ③災害廃棄物処理体制の構築
  - ④廃棄物処理に対する意識の醸成
  - ⑤リサイクル産業の振興

#### 第5章 計画を円滑に推進するための役割

### 第2編 資料編

#### 資料編1. 一般廃棄物

(県内各広域ブロックにおけるごみ処理の現状)

#### 資料編2. 産業廃棄物

## ◆第5期計画からの改正のポイント

▶廃棄物減量化の数値目標について、国の基本方針に沿って項目及び目標数値を変更

⇒基本方針に合わせて「1人1日当たりのごみ焼却量」の目標値を新たに設定

⇒本県の現状を踏まえ、国の基本方針に沿った目標値を設定

▶一般廃棄物処理の広域化・集約化について、令和6年環境省通知を反映し、内容を充実

⇒計画期間を令和32年度までの「25年間」とし、より長期的な視点で検討することを明記

⇒広域化・集約化の進捗を確認する施設として、ごみ焼却施設以外の「マテリアルリサイクル推進施設」を追加

▶施策の基本方針と内容について、環境基本計画(令和8年3月策定)等と内容を統一するとともに、各主体の役割を明記

⇒プラスチック資源循環の促進、デジタル技術の導入促進に関し、県が行う施策及び各主体が取り組むべき事項を追記

⇒リサイクル産業の振興・育成に関する取組の記載の充実化

# 一般廃棄物の発生量・処理量の現状・見込み・減量化目標

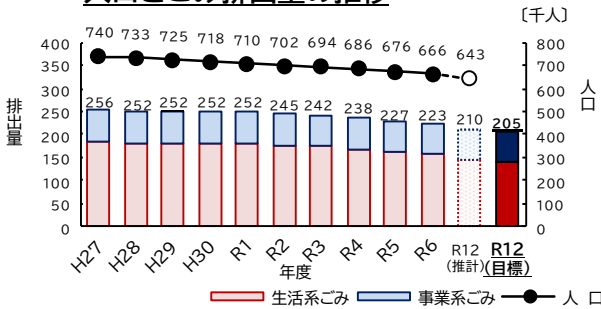
## ◆ごみの排出及び処理・処分状況(令和6年度)

項目	数量	
排出量	223千t	
総処理量	222千t	(100.0%)
再生利用量	45千t	( 20.0%)
減量化量	170千t	( 76.2%)
最終処分量	8千t	( 3.7%)

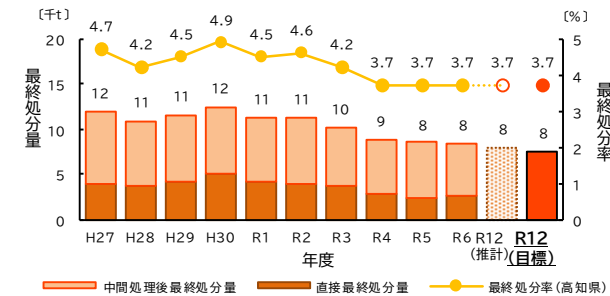
## ◆減量化目標(令和12年度)

指標	国の目標	県の目標
排出量	R4年度比9%削減 ※238千t→205千t	R4年度比14%削減 ※238千t→205千t 人口減少率(国:4%、県:6%)を考慮し、 国を上回る目標値を設定
最終処分量	R4年度比5%削減 ※8,758t→7,525t	R4年度比14%削減 ※8,758t→7,525t 本県の現状の最終処分率(3.7%)の 維持を目標値に設定
リサイクル率 (出口側循環利用率)	26% ※20%→26%	26% ※20%→26% 国と同じ目標値を設定
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	478g ※496g→478g	537g ※590g→537g 現行計画(第5期計画)の目標値を 据え置き
1人1日当たりの ごみ焼却量	580g ※679g→580g	671g ※789g→671g 国の目標減少率(-15%)に合わせた 目標値を設定

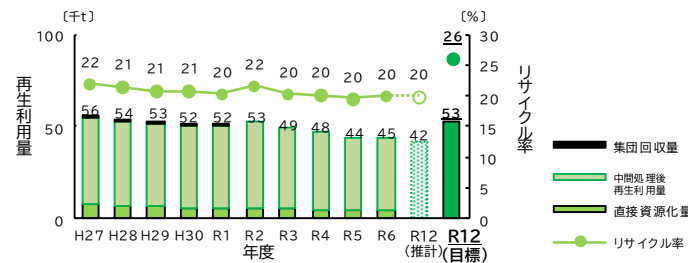
### 人口とごみ排出量の推移



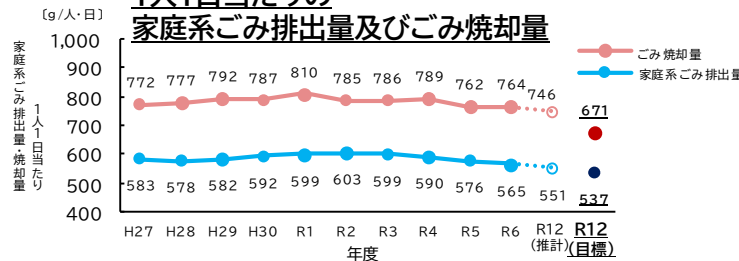
### 最終処分量と最終処分率の推移



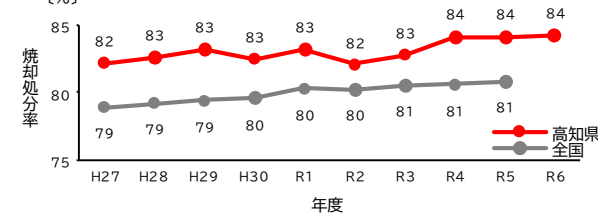
### 再生利用量とリサイクル率の推移



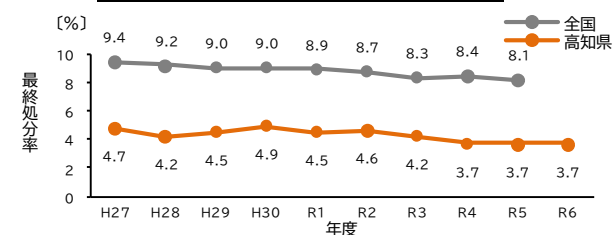
### 1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量及びごみ焼却量



### (参考)本県と全国の焼却処分率の比較



### (参考)本県と全国最終処分率の比較



- ▶ごみ排出量は、人口減少に伴い減少
- ▶再生利用量、焼却処分量、最終処分量も、ごみ排出量の減少に伴い減少
- ▶リサイクル率は、ごみ排出量及び再生利用量ともに減少したため、横ばい
- ▶1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあるものの、全国平均より約100g多い
- ▶1人1日当たりのごみ焼却量も、減少傾向にあるものの、全国平均より約110g多い

- ▶本県の焼却処分率は全国平均(R5:80.8%)を上回っており、最終処分率は全国平均(R5:8.1%)を下回っていることから、「焼却処理による減量化」は本県のごみ処理の特徴と考えられる
- ▶リサイクル率の増加、家庭系ごみ排出量及びごみ焼却量の削減に向けては、排出量そのものを削減するとともに、分別回収などによる資源循環の推進に向けた取組が必要

# ごみ(一般廃棄物)処理の広域化・集約化

## ◆基本方針

### 【計画の趣旨】

平成11年に策定し、第5期計画で見直しを行った「高知県ごみ処理広域化計画」を、令和6年3月の環境省通知に則して「長期広域化・集約化計画」として見直すもの

### 【計画期間】

令和8年度から令和32年度までの25年間  
※必要に応じて、廃棄物処理計画改定の機会(5年ごと)に見直し

### 【計画の基本方針】

- ①持続可能な適正処理の確保
- ②気候変動対策の推進
- ③資源循環の強化
- ④災害対策の強化
- ⑤地域への多面的価値の創出



## ◆今後の取組方針

### 【県の役割】

ブロックごとの施設整備計画等を把握し、施設更新や大規模修繕を行う際には、周辺自治体との広域化の可能性に関する技術的助言を行い、広域化・集約化の進行管理を行うなど、積極的に関与する

### 【検討事項】

- ▶各ブロックにおける廃棄物処理体制の検討  
基本方針に沿った安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を検討
- ▶ブロックのあり方  
最も安定的かつ効率的な体制を市町村と協議しながら検討
- ▶ごみ処理施設の集約化  
廃棄物処理システム全体のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減を図るため、プラスチック資源の分別回収やデジタル技術の導入などを検討
- ▶災害対策の強化、各施設間の相互支援体制の構築  
南海トラフ地震に備え、災害廃棄物仮置場候補地の選定や相互支援協定の締結などを検討

## ◆ごみ焼却施設の現状

ブロック	構成市町村	広域化計画策定当時(H11)	広域化計画策定当時の目標	現状(R7)
安芸広域	東洋町・室戸市・奈半利町・田野町・北川村・馬路村・安田町・安芸市・芸西村	7施設	1施設	1施設
中央東部	南国市・香南市・香美市	1施設	1施設	1施設
中央中部	高知市・本山町・土佐町・大豊町・大川村	7施設	1施設	2施設
中央西部	土佐市・いの町・日高村・仁淀川町・佐川町・越知町	5施設	1施設	2施設
高幡広域	須崎市・中土佐町・津野町・梶原町・四万十町	4施設	1施設	1施設
幡多広域	宿毛市・四万十市・黒潮町・土佐清水市・大月町・三原村	6施設	1施設	1施設

## ◆マテリアルリサイクル推進施設の現状

施設	ブロック	施設数(事業主体)
プラスチック類の資源化等を行う施設	中央中部	1施設(高知市)
	高幡広域	1施設(須崎市)
その他の資源化等を行う施設	安芸広域	2施設(安芸市、室戸市)
	高幡広域	1施設(中土佐町)
	幡多広域	2施設(土佐清水市、幡多広域市町村圏事務組合)
不燃ごみ・粗大ごみ処理施設	安芸広域	1施設(安芸市)
	中央中部	1施設(嶺北広域行政事務組合)
	中央西部	3施設(土佐市2、高吾北広域町村圏事務組合)
	幡多広域	1施設(幡多広域市町村圏事務組合)

# 産業廃棄物の発生量・処理量の現状・見込み・減量化目標

## ◆産業廃棄物の排出及び処理・処分状況(令和6年度)

項目	数量	
不要物等発生量	1,392kt	
総排出量	1,374kt	
排出量	1,173kt	(100.0%)
再生利用量	766kt	( 65.3%)
減量化量	366kt	( 31.2%)
最終処分量	41kt	( 3.5%)
有償物量	18kt	
動物のふん尿	201kt	
資源化量	985kt	

## ◆減量化目標(令和12年度)

指標	国の目標	県の目標
排出量	R4年度比 1%増加に抑制	R6年度比 0.7%増加に抑制 ※1,173kt(1,105kt) →1,113kt
最終処分量	R4年度比 10%削減	R6年度比 8%削減 ※41kt(35kt) →32kt
リサイクル率 (出口側循環利用率)	37% ※37%→37%	65% ※65.3%→65.3%

基準年度から目標年度までの期間※1及び県内多量排出事業者の状況※2を考慮し、国の目標値を参考に県の目標値を設定

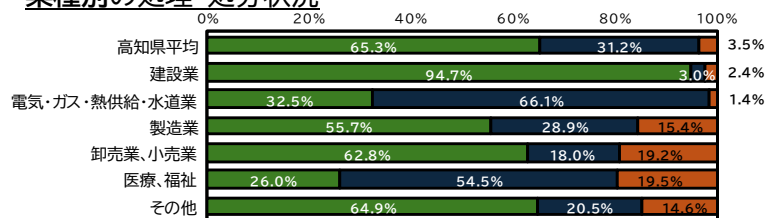
※1 国:R4からR12までの8年間  
県:R6からR12までの6年間

※2 R6年度末をもって事業を終了した多量排出事業者の排出量を差し引いた実績値を基準に算出

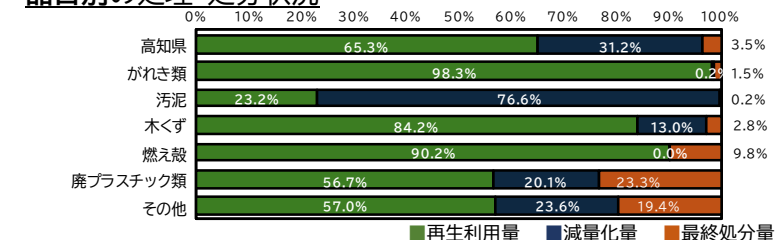
国と本県のリサイクル率の算出方法が異なるため、国に合わせて現状以上のリサイクル率を維持

※( )内の値は、令和6年度をもって事業を終了した多量排出事業者による排出量等を除外した令和6年度の実績値

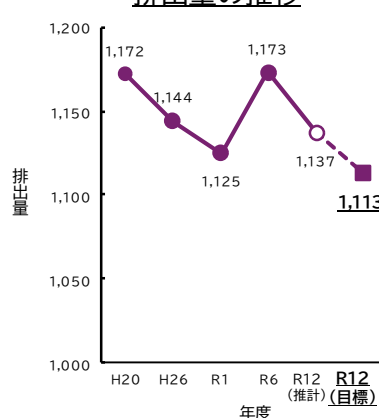
### 業種別の処理・処分状況



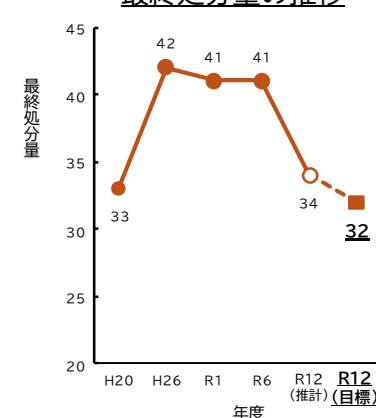
### 品目別の処理・処分状況



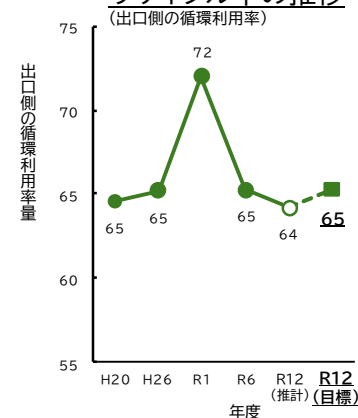
### 排出量の推移



### 最終処分量の推移



### リサイクル率の推移



- ▶排出量増加の主な要因は、下水汚泥及び感染性廃棄物(医療系廃棄物)の増加(ただし、R6をもって事業を終了した多量排出事業者があるため、R7推計値は大幅に減少)
- ▶再生利用量及びリサイクル率は、焼却などの中間処理による減量化率の高い下水汚泥や感染性廃棄物の増加などの影響により低下
- ▶焼却などの中間処理による減量化後の最終処分が主となるため、最終処分量の増加は排出量の増加と比較するとわずか

- ▶産業廃棄物についても、一般廃棄物と同様に、焼却やその他中間処理による減量化後に再生利用又は最終処分されていると考えられる
- ▶排出量及び最終処分量については、産業の発展や人口減少の影響による増減が見込まれるが、リサイクル率の維持に向けては、リサイクル産業の振興・育成に関する取組の継続が必要

# 施策の基本方針と内容

基本方針	県が実施する施策	県民・事業者・市町村の役割
<b>3Rの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リデュース、リユース、リサイクルに関する普及啓発</li> <li>・食品ロス削減に向けた取組の推進</li> <li>・資源循環の推進</li> <li>・各種リサイクル法の推進</li> <li>・家畜排せつ物の活用</li> <li>・木質バイオマスの利用により発生する焼却灰の有効活用</li> <li>・下水汚泥処理で発生するガスの有効活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバッグ使用、ごみの水切りの啓発・推奨 【環境計画推進課】</li> <li>・自主的な減量化・資源化の推奨 【環境対策課】</li> <li>・講習会等を通じた排出抑制・適正処理の促進 【環境対策課】</li> <li>・県の公共施設からのごみの排出抑制 【環境対策課 他】</li> <li>・資源循環型畜産、環境保全型農業の推進 【畜産振興課】</li> <li>・食品ロス削減推進計画の策定 【県民生活課】</li> <li>・プラスチック製品や各種リサイクル法に基づく市町村の分別回収の推進 【環境対策課】</li> <li>・脱炭素化に資する製品・技術の開発の促進 【工業振興課】</li> <li>・グリーン化を含む技術の開発・導入の促進 【環境対策課】</li> <li>・サードパーティに関するスタートアップ企業等を活用した課題解決の推進 【環境対策課】</li> <li>・未利用資源の活用に向けた検討 【環境計画推進課、地産地消・外商課】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆<b>県民</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮された商品の選択</li> <li>・生ごみの水切り等による排出抑制</li> <li>・市町村の循環的利用の取組への協力</li> </ul> </li> <li>◆<b>製造事業者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量の削減を意識した原材料の選択、製造・輸送の工夫</li> <li>・静脈産業との連携による再生材の活用</li> </ul> </li> <li>◆<b>排出事業者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物排出量の削減</li> <li>・廃棄物の適正処理</li> </ul> </li> <li>◆<b>処理事業者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の適正処理</li> <li>・分別・リサイクル等の循環的利用の推進</li> </ul> </li> <li>◆<b>市町村</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集等による循環的利用の推進</li> <li>・各種リサイクル法に基づく回収体制の構築、住民への普及啓発</li> <li>・災害廃棄物処理体制の構築</li> </ul> </li> </ul>
<b>適正処理の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の処理体制の確保</li> <li>・産業廃棄物の適正処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉保健所を拠点とした監視パトロール、緊急撤去、市町村が行う不法投棄対策への支援 【環境対策課】</li> <li>・広域化計画などによる一般廃棄物処理施設の効率的な運用・整備の促進 【環境対策課】</li> <li>・排出及び処理事業者に対する適正処理の指導 【環境対策課】</li> <li>・太陽光パネルの適正処理の推進 【環境対策課】</li> </ul>	
<b>災害廃棄物処理体制の構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高知県災害廃棄物処理計画」のブラッシュアップ 【環境対策課】</li> <li>・事業者団体等との協力協定の締結、連携強化 【環境対策課】</li> <li>・災害廃棄物処理広域ブロック協議会における広域処理の検討 【環境対策課】</li> <li>・講演会、訓練等の継続実施 【環境対策課】</li> </ul>	
<b>リサイクル産業の振興・育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル製品の認定</li> <li>・グリーン購入の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環資源を使用して製造加工された製品、環境配慮型事業所、Ecoショップ認定の拡大 【環境対策課】</li> <li>・環境への負荷の少ない製品の購入・調達の推奨 【環境計画推進課】</li> <li>・脱炭素化に資する製品・技術の開発を促進 【工業振興課】</li> </ul>	
<b>環境美化に対する意識の醸成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃活動への支援、河川ごみマップの作成</li> <li>・海岸漂着ごみのモニタリング調査・公表</li> <li>・清掃活動への支援と県民一斉美化活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉清掃の実施、河川ごみマップの作成 【自然共生課】</li> <li>・リバーボランティアによる清掃活動の支援 【河川課】</li> <li>・海岸漂着ごみの組成調査の実施・公表 【港湾・海岸課】</li> <li>・環境美化月間等を通じた官民連携による清掃活動の実施 【環境対策課】</li> </ul>	